

就職活動を行うことが困難な方 (離職に伴い住居を喪失された方が対象です)

民間職業紹介事業者が、事業主都合の離職に伴って住居を喪失し、就職活動が困難となっている方に、住居を提供した上で、再就職支援や生活・就職活動の支援を行います。(支援期間：最長3か月)

公共職業安定所に求職の申込みをしている方で次のいずれにも該当する方です



- ① 事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職をしている方
- ② 雇用保険の受給資格がない方
- ③ ①の離職が理由で住居喪失状態となっており、就職活動に支障が生じていると認められる方(引き続き事業主が住居を無償で提供している場合には、提供が終わり当該住居から退去せざるを得なくなった方も含む。)
- ④ ①の離職後6か月未満である方
- ⑤ 常用就職の意欲があり、就職活動に取り組んでいる方
- ⑥ 民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する方

○サービス内容○

※ 就職活動のひとつとして、民間職業紹介事業者による次のサービスを無料で受けることができます。

- ① 再就職の可能性を高めるためのカウンセリング、講習等
- ② 求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現
- ③ 住居の提供、生活・就職活動費の支給などの住居・生活支援
- ④ 就職後の職場(6か月以上)定着のためのサポート

○ご注意○

- ◇ お申し込み後、上記資格要件の審査により対象者とならない場合があります
- ◇ 求職票に記載された情報の民間職業紹介事業者への提供に同意が必要です
- ◇ 民間職業紹介事業者の選択はできません
- ◇ 支援実施場所までの交通費は自己負担となります
- ◇ 支援開始後もハローワークでも就職活動はできます
- ◇ 就職決定等の理由でこの支援サービスを辞退される場合、直ちにご連絡ください
- ◇ 住所、電話等連絡先に変更があった場合、速やかに民間職業紹介事業者に連絡をお願いします

☆この制度をご利用希望の方は、ハローワーク職業相談窓口へお申し出ください

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク
中央職業能力開発協会・(財)産業雇用安定センター